

## 産業廃棄物を使用する試験研究の承認に係る取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、平成18年3月31日付け環廃産発第060331001号環境省通知「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」に基づき、営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究（以下「試験研究」という。）を行う場合に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条に規定する産業廃棄物処理業許可、法第14条の4に規定する特別管理産業廃棄物処理業許可及び法第15条に規定する産業廃棄物処理施設設置許可を要しないことを承認（以下「試験研究承認」という。）するために必要な事項等を定める。

### (試験研究の申請等)

- 第2条 試験研究を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、廃棄物処理試験研究承認申請書（様式第1号）により、知事に申請しなければならない。
- 2 知事は前項の申請について、審査の結果、承認する場合には、廃棄物処理試験研究承認書（様式第2号）を、また、承認しない場合は、廃棄物処理試験研究（変更）不承認通知（様式第3号）を申請者に交付するものとする。
  - 3 知事は、第1項の申請について承認をする場合に条件を付することができる。

### (試験研究の周知)

第3条 知事は、試験研究を円滑に実施させるため、申請者に対し、必要に応じて、地域住民に当該試験研究の内容を周知させるなど、地域の合意形成を図るための措置を執ることを求めるものとする。

### (試験研究の変更)

- 第4条 第2条の規定により試験研究承認を受けた者が試験研究内容を変更しようとする場合は、廃棄物処理試験研究変更申請書（様式第4号）により、知事に申請しなければならない。
- 2 知事は前項の申請について、変更を承認する場合には、試験研究計画変更承認書（様式第5号）を、また、承認しない場合は、廃棄物処理試験研究（変更）不承認通知（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

### (試験研究承認の取消し等)

第5条 試験研究承認を受けた者が当該試験研究中に承認の条件に違反した場合は、知事は当該承認を受けた者に対して試験の中断及び原状回復等必要な措置を執ることを命じるとともに、当該承認を取り消すことができる。

(試験研究の終了)

第6条 第2条の規定により試験研究承認を受けた者が試験研究を終了（計画途中で中止した場合を含む）した場合には、廃棄物処理試験研究中止・終了届出書（様式第6号）を10日以内に知事に届け出るとともに、遅滞なく当該試験研究結果報告書を提出しなければならない。

(その他)

第7条 その他、必要な事項については知事が別に定める。

付 則

この要領は、平成29年1月4日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。